

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和2年10月28日 08時10分ごろ
発生場所	宮城県石巻市鮎川港 陸前黒埼灯台から真方位335° 1.2海里付近 (概位 北緯38° 17.5′ 東経141° 30.5′)
事故の概要	漁船省栄丸は、操業中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和2年10月29日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 省栄丸、1.3トン MG3-52284（漁船登録番号）、個人所有 第210-57019号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	バッテリー及び後部甲板に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、たこ籠漁の操業中、船長が、左舷船尾のバッテリー区画から火炎が上がっているのを認めた。</p> <p>船長は、携帯電話で友人に本事故の発生を連絡するとともに、積んでいた空樽に海水をくみ、バッテリー区画のハッチカバーを開けて海水を掛けて消火作業を行ったものの、更に火勢が増したので、消火作業を断念した。</p> <p>船長は、右舷船尾の区画に設置されていた燃料タンクを持ち出そうとしたものの、同区画にも延焼し始めたので近づくことができず、後部甲板の右舷側に置いていた予備の携帯用燃料タンクを持って船首部に避難した後、来援した僚船に救助された。</p> <p>本船は、僚船により付近の防波堤までえい航され、消防による消火活動が行われて鎮火した後、沈没し、後日引き揚げられた。</p> <p>本船のバッテリーは、船外機用1個及び揚網機用2個の計3個がバッテリー区画に配置されていたが、本事故後、船体の引揚げ作業を行った際に全て流失した。</p> <p>本船は、本事故当時、船外機及び揚網機が共に使用されており、不具合はなかった。</p>
分析	<p>本船は、操業中、左舷船尾のバッテリー区画から出火したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>本船は、バッテリー、バッテリー端子部等に異常が発生したことから、</p>

	<p>バッテリー区画から出火した可能性があると考えられるが、バッテリーが全て流失しており、出火に至った要因を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が操業中、左舷船尾のバッテリー区画から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、発航前点検でバッテリー、バッテリー端子部等の点検を行い、異状の有無を確認すること。